



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生
- ・五島海区漁場計画
- ・道路の区域変更

所管課（室）名

漁 業 振 興 課

〃

道 路 維 持 課

◎ 公 告

- ・落札者等
- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）

情報システム課

漁 業 振 興 課

告 示

長崎県告示第534号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年7月30日

長崎県知事 中村 法道

加入区

豊玉町東加入区

長崎県告示第535号

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項及び第64条第6項の規定に基づき、五島海区漁場計画の内容、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和3年7月30日

長崎県知事 中村 法道

第1 五島海区漁場計画の内容

1 漁業権に関する事項

- | | |
|--------------------|------------------------|
| (1) 漁場計画番号 | 別表のとおり |
| (2) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の区域 | 別表のとおり |
| (4) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) 存続期間 | 令和3年11月1日から令和5年8月31日まで |
| (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) 関係地区 | 別表のとおり |
| (9) 条件 | 別表のとおり |

2 保全沿岸漁場に関する事項

設定なし

第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項

1 五島海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

五島海区漁場計画（案）に異議なしとの意見であったため、案のとおり五島海区漁場計画を定めることとした。

2 漁場の図面 別添のとおり

第3 免許予定日及び申請期間

1 漁業の免許予定日

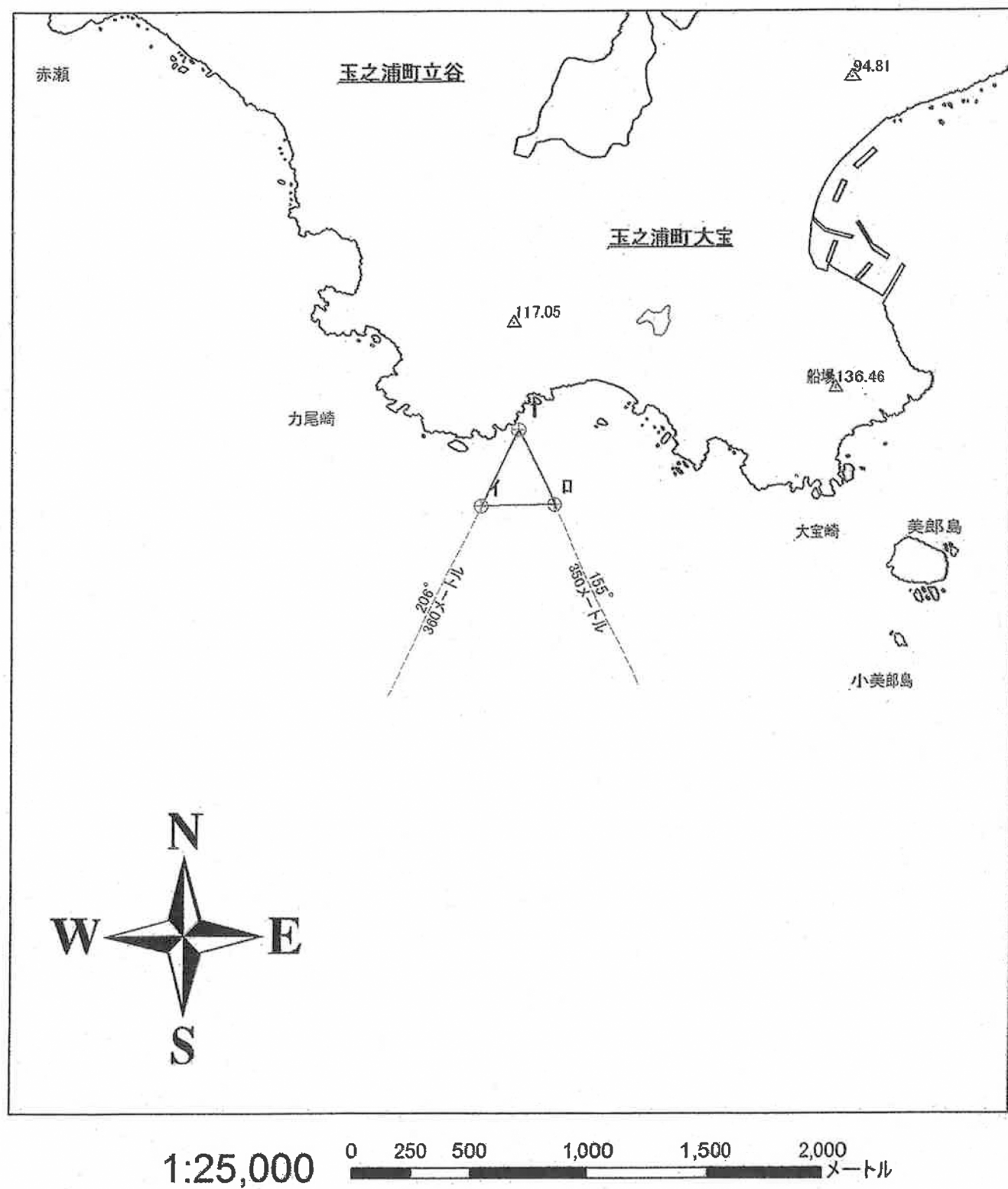
令和3年11月1日

2 申請期間

令和3年7月30日から令和3年9月3日まで

漁場計画 番号	漁場の 位置	漁 場 の 区 域			漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条 件
		区	域	点						
五定計 第 42 号	長崎県 五島市 玉之浦町 大宝 力尾 地先	次の 1、イ、 ロの各点を順 次結んで 1 に 至る各直線に よって囲まれ た区域	1	イ 五島市玉之浦町 大宝力尾岡の下 トビ瀬標識	大型定置漁業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	令和 3 年 11 月 1 日 から 令和 5 年 8 月 31 日 まで	個別漁業権	-	イ、ロの各点に夜間標 識灯を設置しなけれ ばならない
				1 から 206 度 360 メートルのところ ロ 1 から 155 度 350 メートルのところ						

五定計 第42号



長崎県告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年7月30日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 湯ノ本勝本線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市勝本町本宮南触字大久保371番1地先から 壱岐市勝本町本宮南触字大久保371番1地先まで	前	8.9～9.0	3.2	
	後	8.2～9.0	3.2	

公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年7月30日

長崎県知事 中村 法道

- 借上物品の名称及び数量
 - 一般事務用パソコン 3,070台
 - プリンタ 122台
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部情報システム課（情報基盤班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2233
- 契約方法
一般競争入札
- 落札決定日
令和3年7月13日
- 落札者
長崎県長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 瀧口 晴樹
- 落札価格
618,000,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 入札公告日
令和3年6月1日
- 落札方式
最低価格

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年7月30日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県佐世保市鹿町町長串411番地18
山村 和己
長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦986番地36
新立 高夫
- (2) 加入区
鹿町町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
九十九島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県佐世保市小佐々町楠泊1837番地
九十九島漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年7月30日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県南島原市西有家町須川669番地第1
多良 哲也
長崎県南島原市西有家町龍石788番地43
梶原 勝行
- (2) 加入区
西有家町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西有家町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県南島原市西有家町須川3239番地
西有家町漁業協同組合

発行者
長崎県
尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二一
二一
四一

印刷所
長崎県
樺島町八番十二号

株式会社
寺クイ
田クブ
宏リン
弥ト